

第83回 定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日 → 2023年3月31日まで

■ 開催日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始9時）

■ 開催場所

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号
吉祥寺エクセルホテル東急 8階
「アンバサダールーム」

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場をお願い申し上げます。）

議決権行使期限

2023年6月27日（火曜日）午後5時30分まで

目次

第83回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株式会社 **ジャムコ**

証券コード：7408

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第83回定時株主総会の招集ご通知をお届けするに当たり、ご挨拶申し上げます。

2022年度は、国内線、国際線共に航空旅客需要は回復に向かい、パンデミック下においても着実に進めていた当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための取組みが実を結び始めたことなどにより、2019年度以来の黒字決算を達成することができました。

しかしながら、ウクライナ情勢、国内外の物価や人件費の高騰等、当社グループを取り巻く直近の政治経済環境を踏まえ、又、手元流動性の確保と財務体質の強化を最優先し、当期の配当につきましては、誠に遺憾ながら当初計画どおり無配とさせていただきたく存じます。株主の皆様には深くお詫びすると共に、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2023年度においては、当社グループのあるべき姿、進むべき方向をまとめた「JAMCO Vision 2030」実現への取組みと共に、先に公表した利益計画の達成と復配に向けて、グループ一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様には、引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

阿部 俊之

経営理念

技術のジャムコは、士魂の気概をもって

- 一、夢の実現にむけて挑戦しつづけます。
- 一、お客様の喜びと社員の幸せを求めています。
- 一、自然との共生をはかり、豊かな社会づくりに貢献します。

経営 基本方針

- 飛行安全の確保と品質の向上を図る。
- 航空業界を基軸に、技術力を生かした付加価値の高い製品およびサービスを供給する。
- 株主への還元、社員の幸せを目指し、社業を通じて社会に貢献する。
- 変化に柔軟に対応した企業構造および事業内容を追求し、顧客満足度と企業価値の向上を図る。

証券コード：7408
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

(本店) 東京都三鷹市大沢六丁目11番25号
(本社) 東京都立川市高松町一丁目100番地

株式会社 ジャムコ
代表取締役社長 阿部 俊之

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.jamco.co.jp/ja/ir/stocks/meeting.html>



又、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイトへアクセスし、銘柄名(会社名)に「ジャムコ」又は証券コード「7408」をご入力の上検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択してご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使していただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使等についてのご案内」(4頁)をご参照の上、2023年6月27日(火曜日)午後5時30分までに行ってくださいませようお願い申し上げます。又、本総会の模様につきましては、インターネットによるライブ配信を行います。詳細は、本招集ご通知6頁をご覧ください。

敬 具

記

| | |
|----------------|--|
| 1 日 時 | 2023年6月28日(水曜日) 午前10時 |
| 2 場 所 | 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号 吉祥寺エクセルホテル東急 8階 「アンバサダールーム」 ※会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場をお願い申し上げます。 |
| 3 目的事項 | 報告事項 (1) 第83期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第83期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件 |
| 4 招集にあたっての決定事項 | 「議決権行使等についてのご案内」をご参照ください。 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第17条に基づき記載していない連結注記表及び個別注記表につきましては、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部です。

本総会に係る招集ご通知につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面でお送りいたしましたが、2024年6月開催予定の定時株主総会以降に当社から株主の皆様にお送りする招集ご通知につきましては、その内容が決まり次第、当社ウェブサイトにてご案内申し上げます。電子提供制度又は書面交付請求に関する詳細は、三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部までお問い合わせください。

〈電子提供制度に関するお問い合わせ先〉

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター 電子提供制度専用ダイヤル
0120-696-505 (受付時間:土・日・祝日等を除く 平日9時~17時)
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>

議決権行使等についてのご案内

書面又はインターネットで議決権を行使される場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネットによる議決権行使



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時30分入力分まで

株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくと共に、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

開催日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始9時）

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 議決権行使書面において、各議案に賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。

(3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(4) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

又、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から**当社の指定する議決権行使サイトにアクセス**いただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使期限

2023年6月27日（火曜日）午後5時30分まで
※毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

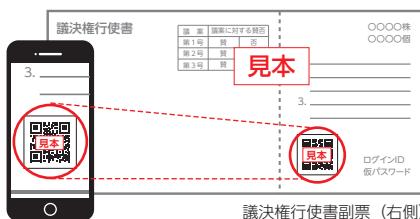
QRコードを読み取る方法

QRコードは株式会社三菱UFJ銀行の登録商標です。



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。



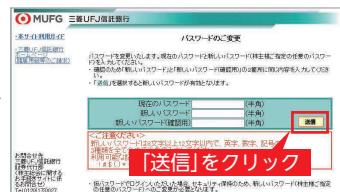
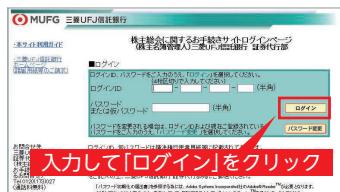
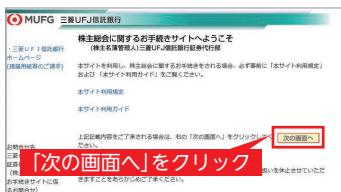
- 1 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
- 2 ログイン後は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



パソコンの場合

- 1 議決権行使サイトへアクセス
- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- 3 現在のパスワードを入力後、「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料)

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会ライブ配信のご案内

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

配信
日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時より

※当日ライブ配信ページは、株主総会開始時刻の60分前（午前9時）頃よりアクセス可能です。

視聴
方法

株主ID及びパスワードを入力する画面が表示されますので、下記に従い株主ID及びパスワードをご入力ください。

議決権行使書を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。



配信URL

<https://v.srdb.jp/7408/2023soukai/>

株主ID

お手元の議決権行使書用紙に記載されている**株主番号（8桁）**

パスワード

株主様のご住所の**郵便番号（7桁、ハイフンなし）**

※2023年3月末時点の株主名簿にご登録いただいている住所です。

議決権行使書

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX

仮パスワード
XXXXXX

議決権行使書用紙に記載のある15桁の番号のうち、**中央の8桁の番号が株主番号です。**

XXXX-XXXX-XXXX-XXX

<ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項>

- ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日の決議にご参加いただくことができません。郵送又はインターネットにより事前の議決権行使をお願い申し上げます（議決権行使等についてのご案内をご参照ください）。また同様に、当日の審議の際にご質問及びご意見を承ることができませんのでご注意ください。
- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- 株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

株主総会にご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場内の映像につきましては、ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。又、株主様からの質問等の音声につきましては、そのまま配信させていただきます。予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

専用ダイヤル

0120-209-064

受付日時: 6月28日（株主総会当日）
午前9時から午前12時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

現任取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位 | 取締役会出席回数 |
|-------------------|---------------------|--|-------------------------|
| 1 再任 | あべ としゆき 阿部 俊之 | 代表取締役社長 CEO | 12回／12回（100%） （就任以降） |
| 2 再任 | よね くら たかし 米倉 隆 | 代表取締役副社長執行役員 | 14回／14回（100%） |
| 3 再任 | きむら としかず 木村 敏和 | 取締役副社長執行役員 | 14回／14回（100%） |
| 4 新任 | たか はし ゆう 高端 優 | 社外 | - |
| 5 再任 | はら だ しげる 原田 茂 | 社外 取締役 | 12回／12回（100%） （就任以降） |
| 6 再任 | すず き しんいち 鈴木 伸一 | 社外 独立役員 取締役 | 14回／14回（100%） |
| 7 再任 | わた なべ じゅいち 渡辺 樹一 | 社外 独立役員 取締役 | 14回／14回（100%） |
| 8 再任 | つる ゆき 鶴 由貴 | 社外 独立役員 取締役 | 11回／12回（92%） （就任以降） |

候補者
番号

1

あ べ としゆき
阿部 俊之

再任

| | |
|------------|--------------------------|
| 生年月日 | 1960年8月7日生 |
| 取締役会への出席状況 | 12回/12回 (100%) (就任以降) |
| 所有する当社株式の数 | 5,409株 |

略歴、当社における地位、担当

- 1983年4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 2016年10月 同社プラント・船舶・航空機部門長補佐
- 2017年4月 同社プラント・船舶・航空機部門長代行、審議役
- 2018年4月 同社トルコ代表 イスタンブール事務所長
- 2020年4月 同社准執行役員トルコ代表 イスタンブール事務所長
- 2021年3月 当社顧問
- 2021年4月 副社長執行役員（社長補佐）
- 2022年4月 社長執行役員、CEO
- 2022年6月 代表取締役社長、CEO
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大株主である伊藤忠商事株式会社の准執行役員トルコ代表を務め、海外における豊富な経験と経営全般にわたる見識を備えております。2021年4月に当社副社長執行役員に就任して以来、力強いリーダーシップを発揮し、当社グループの経営改革に大きく貢献してまいりました。2022年6月に当社代表取締役社長CEOに就任し、当社を代表し経営の意思決定及び業務を統轄執行してまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



候補者
番号

2 よねくら たかし
米倉 隆

再任

| | |
|------------|----------------|
| 生年月日 | 1960年3月31日生 |
| 取締役会への出席状況 | 14回/14回 (100%) |
| 所有する当社株式の数 | 8,224株 |

略歴、当社における地位、担当

- 1983年 4月 全日本空輸株式会社入社
- 2006年 7月 同社整備本部機体メンテナンスセンター業務推進室 室長
- 2008年 4月 同社整備本部機装センター整備部 部長
- 2010年 4月 同社勤労部 主席部員
- 2011年 4月 同社勤労部 副部長
- 2012年 4月 スカイビルサービス株式会社出向
- 2014年 4月 全日本空輸株式会社整備センター部品事業室 副室長 兼 整備センター部品事業室部品計画部 部長
- 2014年12月 同社整備センター部品事業室 副室長 兼 整備センター部品事業室部品計画部 部長 兼 整備センター部品事業室部品計画部装備品チームリーダー
- 2015年 4月 同社整備センター機体事業室 室長
- 2015年 9月 同社整備センター機体事業室 室長 兼 MRO Japan株式会社 代表取締役社長
- 2016年 3月 MRO Japan株式会社 代表取締役社長退任
- 2016年 4月 全日本空輸株式会社整備センター副センター長 兼 整備センター機体事業室 室長
- 2017年 4月 同社執行役員 整備センター副センター長 兼 整備センター機体事業室 室長
- 2019年 4月 同社上席執行役員 整備センター副センター長
- 2020年 4月 ANAホールディングス株式会社参与
- 2020年 6月 当社代表取締役副社長執行役員 (社長補佐、情報システム担当、品質保証・航空機整備事業管掌、CIO)
- 2021年 1月 代表取締役副社長執行役員 (社長補佐、情報システム担当、安全推進・品質保証・航空機整備事業管掌、CIO)
- 2022年 4月 代表取締役副社長執行役員 (社長補佐、航空機器製造事業担当、安全品質統括・航空機整備事業管掌)
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大株主であるANAホールディングス株式会社の子会社、全日本空輸株式会社にて、上席執行役員 整備センター副センター長を務めるなど、航空輸送業界での豊富な経験と見識を備えております。又、当社取締役の就任後は、安全推進、品質保証、情報システム、航空機整備事業及び航空機器製造事業を管掌し、重要な業務執行及び経営の意思決定・監督を行ってまいりました。当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号3 きむら としかず 木村 敏和

再任

| | |
|------------|----------------|
| 生年月日 | 1959年10月14日生 |
| 取締役会への出席状況 | 14回/14回 (100%) |
| 所有する当社株式の数 | 15,231株 |

略歴、当社における地位、担当

- 1980年 4月 当社入社
 - 2009年 4月 経営企画部長
 - 2012年 6月 取締役経営企画部長
 - 2013年 6月 執行役員（経営企画・広報IR・総務担当）
 - 2014年 4月 執行役員（社長特命事項・総務担当）
 - 2014年 6月 執行役員（社長特命事項・総務担当 兼 総務部長）
 - 2015年 4月 常務執行役員（経営企画部長、人事・総務管掌、CRO）
 - 2015年 6月 取締役常務執行役員（経営企画部長、人事・総務管掌、CRO）
 - 2016年 4月 取締役専務執行役員（経営企画、広報・IR担当 兼 経営企画部長、CRO）
 - 2016年11月 取締役専務執行役員（人事総務担当、CFO、CCO）
 - 2017年 4月 取締役専務執行役員（人事総務管掌、CFO）
 - 2017年12月 取締役専務執行役員（人事総務管掌、CCO）
 - 2018年 4月 取締役専務執行役員（人事総務担当、CCO）
 - 2019年 1月 取締役専務執行役員（人事総務部長、CCO）
 - 2019年 4月 取締役専務執行役員（人事総務担当、CCO）
 - 2020年 9月 取締役専務執行役員（人事総務・広報担当、CCO）
 - 2022年 4月 取締役専務執行役員（人事総務・広報・サステナビリティ推進担当、CCO）
 - 2023年 4月 取締役副社長執行役員（人事総務管掌、広報・サステナビリティ推進担当、CAO、CCO）
- 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、経営企画及び人事総務部門での豊富な経験と知識並びにCRO、CFO、CCOとしての実績を有し、取締役として、重要な業務執行及び経営の意思決定・監督を行ってまいりました。現在は人事総務管掌、広報・サステナビリティ推進担当、CAO、CCOとして、当社の企業価値向上に大きく貢献しております。当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



候補者
番号

4 た か は し 高 端 ゆ う 優

新任 社外

生年月日 1972年10月22日生

取締役会への出席状況 -

所有する当社株式の数 0株

略歴、当社における地位、担当

- 1995年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社
- 2017年 4 月 伊藤忠アビエーション株式会社 防衛営業本部長代行 兼 営業第2部長
- 2017年12月 同社 防衛営業本部長 兼 営業第2部長
- 2018年 4 月 伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長代行
- 2021年 4 月 ITOCHU Aviation, Inc. (米国) Chairman, President & CEO
- 2023年 4 月 伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長
日本エアロスペース株式会社 取締役
伊藤忠アビエーション株式会社 取締役
ITOCHU Aviation, Inc. 取締役
ライラック株式会社 取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

- 伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長
- 日本エアロスペース株式会社 取締役
- 伊藤忠アビエーション株式会社 取締役
- ITOCHU Aviation, Inc. 取締役
- ライラック株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、大株主である伊藤忠商事株式会社の機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長を務めており、航空業界での豊富な経験を有しています。これらの経験に立脚した業務執行の監督及び経営的視点からの助言をいただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号5 はらだ しげる
原田 茂

再任 社外

| | |
|------------|--------------------------|
| 生年月日 | 1965年11月9日生 |
| 取締役会への出席状況 | 12回/12回 (100%) (就任以降) |
| 所有する当社株式の数 | 0株 |

略歴、当社における地位、担当

- 1988年 4月 全日本空輸株式会社入社
- 2001年 4月 同社整備本部 技術部 機装技術チーム 主席部員
- 2002年 7月 同社整備本部 部品計画部 機装資材チーム 主席部員
- 2004年 8月 同社整備本部 技術部 787開発シアトル駐在 主席部員
- 2009年 4月 同社整備本部 技術部 機装技術チーム 主席部員
- 2013年 4月 同社整備センター 機体事業室 機体技術部システム運用技術チームリーダー
- 2016年 4月 同社整備センター 機体事業室 機体技術部部長
- 2018年 4月 同社整備センター 技術部部長
- 2022年 4月 同社整備センター 副センター長
- 2022年 6月 当社取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

全日本空輸株式会社 整備センター 副センター長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、大株主であるANAホールディングス株式会社の子会社、全日本空輸株式会社整備センター副センター長を務めており、航空輸送業界での豊富な経験を有しています。これらの経験に立脚した業務執行の監督及び経営的視点からの助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者
番号

6 すずき しんいち 鈴木 伸一

再任

社外

独立役員

| | |
|------------|----------------|
| 生年月日 | 1948年11月12日生 |
| 取締役会への出席状況 | 14回/14回 (100%) |
| 所有する当社株式の数 | 0株 |

略歴、当社における地位、担当

- 1971年 7月 川崎重工業株式会社入社
- 2000年 7月 同社航空宇宙事業本部 営業本部 防衛システム部長
- 2003年 4月 同社理事 航空宇宙カンパニー営業本部 副本部長 兼 防衛航空機部長
- 2005年 4月 同社執行役員 航空宇宙カンパニーバイス・プレジデント 兼 営業本部長
- 2008年 6月 日本飛行機株式会社 代表取締役社長
- 2012年 6月 同社顧問
- 2014年 6月 当社取締役
現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立取締役の立場から取締役会において積極的な意見具申及び監督を行ってまいりました。これらの経験に立脚した業務執行の監督及び経営的視点からの助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号7 わたなべ じゅいち
渡辺 樹一

再任

社外

独立役員

| | |
|------------|----------------|
| 生年月日 | 1955年6月7日生 |
| 取締役会への出席状況 | 14回/14回 (100%) |
| 所有する当社株式の数 | 0株 |

略歴、当社における地位、担当

| | |
|-----------|--|
| 1979年 4月 | 伊藤忠商事株式会社入社 |
| 1986年 12月 | 同社アルジェリア事務所 エネルギー・化学品担当ダイレクター |
| 1991年 4月 | 伊藤忠石油開発株式会社 次長 |
| 1996年 12月 | ソニー生命保険株式会社入社 |
| 1998年 1月 | アイダエンジニアリング株式会社入社 国際事業部 主事 |
| 1999年 3月 | 同社国際事業推進室 事務局長 兼 営業企画管理部長 |
| 2003年 10月 | 同社管理本部 管理グループ長 |
| 2004年 11月 | 同社AIDA S.r.l (イタリア子会社) 欧州事業副社長 兼 CFO 兼 ドイツ子会社取締役 |
| 2007年 1月 | 同社子会社 監査室長、内部統制監査室長 兼 子会社業務室長 |
| 2010年 4月 | 帝国インキ製造株式会社入社 海外業務部長 |
| 2011年 4月 | ジャパン・ビジネス・アシユアランス株式会社入社 経営企画部マネジャー |
| 2015年 4月 | 同社CS第2部 シニアマネジャー 一般社団法人GBL研究所 理事 早稲田大学 非常勤講師 |
| 2016年 6月 | 当社取締役 |
| 2018年 9月 | ジャパン・ビジネス・アシユアランス株式会社 シニアアドバイザー |
| 2020年 6月 | 株式会社ラック社外取締役 |
| 2021年 1月 | 合同会社御園総合アドバイザー 顧問 |
| 2021年 6月 | 弁護士法人御園総合法律事務所 顧問 |
| 2023年 4月 | 一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会 顧問 現在に至る |

(重要な兼職の状況)

| |
|---------------------------|
| 一般社団法人GBL研究所 理事 |
| 合同会社御園総合アドバイザー 顧問 |
| 弁護士法人御園総合法律事務所 顧問 |
| 一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会 顧問 |

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、国際企業活動に関わる豊富な経験並びに米国公認会計士、公認内部監査人及び公認不正検査士としての会計並びに内部統制に関する幅広い見識を有しており、独立取締役の立場から取締役会において積極的な意見具申及び監督を行ってまいりました。これらの経験に立脚した業務執行の監督及び経営的視点からの助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者
番号

8 つる ゆ き
鶴 由 貴

再任

社外

独立役員

| | |
|------------|-------------------------|
| 生年月日 | 1969年5月16日生 |
| 取締役会への出席状況 | 11回/12回 (92%) (就任以降) |
| 所有する当社株式の数 | 0株 |

略歴、当社における地位、担当

- 2000年 4月 弁護士名簿登録 (東京弁護士会入会)
- 2000年 4月 東京シティ法律税務事務所 (現・シティユーワ法律事務所) 入所
- 2007年 4月 東京弁護士会倫理特別委員会委員
同委員会副委員長
- 2007年 10月 弁護士法人協和総合パートナーズ法律事務所入所
- 2008年 6月 東京弁護士会男女共同参画推進本部委員
- 2009年 6月 日弁連知財センター委員
- 2012年 2月 不正競争防止法調査員
- 2012年 3月 日本弁護士連合会代議員
- 2012年 4月 東京弁護士会常議員
- 2014年 6月 日弁連男女共同参画推進担当委員
- 2014年 6月 一般社団法人如水会理事
- 2015年 4月 侵害判定諮問委員
- 2016年 4月 国立大学法人一橋大学監事
- 2019年 2月 税関専門委員
- 2020年 6月 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役
- 2021年 6月 独立行政法人製品評価技術基盤機構非常勤監事
- 2022年 6月 杉本商事株式会社社外取締役
- 2022年 6月 当社取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

弁護士法人協和総合パートナーズ法律事務所
東京弁護士会倫理特別委員会委員
日弁連知財センター委員
侵害判定諮問委員
税関専門委員
阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役
独立行政法人製品評価技術基盤機構非常勤監事
杉本商事株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士として企業法務をはじめとする幅広い見識と経験を有しております。又、男女共同参画等の女性活躍の推進に関する深い見識を有しております。これらの見識と経験を活かし、コーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理等について専門的な観点からの助言に加え、女性取締役及び独立取締役の立場から有益で活発な提言及び助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
(1) 高尾優、原田茂、鈴木伸一、渡辺樹一、鶴由貴の5氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は鈴木伸一、渡辺樹一、鶴由貴の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
(2) 原田茂氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は第83回定時株主総会終結の時をもって1年間となります。鈴木伸一氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は第83回定時株主総会終結の時をもって9年間となります。渡辺樹一氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は第83回定時株主総会終結の時をもって7年間となります。鶴由貴氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は第83回定時株主総会終結の時をもって1年間となります。
(3) 当社は、原田茂、鈴木伸一、渡辺樹一、鶴由貴の4氏との間で期待された役割を十分に発揮できるよう、当社定款に基づき責任限定契約を締結しております。4氏の再任が承認された場合、当社は4氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。又、高尾優氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。
(4) 原田茂、鶴由貴の両氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為等を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。又、候補者のうち、再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。新任の候補者については、選任後被保険者となります。なお、次回更新時には、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
4. 各役員の実有する当社の株式数には、ジャムコ役員持株会の持分が含まれております。
5. 鶴由貴氏は2023年6月20日開催予定のアサヒホールディングス株式会社の第14期定時株主総会で同社の社外取締役（監査等委員）に就任予定であります。
6. 鶴由貴氏の戸籍上の氏名は、伊丹由貴であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役 蕪木昇、高橋均、渡邊浩一郎の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 現在の当社における地位 | 取締役会 出席回数 | 監査役会 出席回数 |
|--|---|-------------|-------------------|-------------------|
| 1 再任 | かぶらぎ のぼる 蕪木 昇 | 監査役 | 14回／14回 (100%) | 12回／12回 (100%) |
| 2 再任 | たか はし ひとし 高橋 均 社外 | 監査役 | 14回／14回 (100%) | 12回／12回 (100%) |
| 3 新任 | いけ の うえ たか ゆき 池之上 孝幸 社外 | | - | - |

候補者
番号1 かぶらき のぼる
蕪木 昇

再任

| | |
|------------|----------------|
| 生年月日 | 1958年12月20日生 |
| 取締役会への出席状況 | 14回/14回 (100%) |
| 監査役会への出席状況 | 12回/12回 (100%) |
| 所有する当社株式の数 | 1,550株 |

略歴、当社における地位

- 1981年 4月 当社入社
- 2006年 4月 航空機内装品カンパニー 内装品工場 計画部長
- 2010年 4月 航空機内装品カンパニー 役員付部長
- 2013年 6月 航空機内装品カンパニー 執行役員付部長
- 2014年 4月 航空機内装品カンパニー 内装品工場 購買補給部長
- 2016年 6月 航空機内装品製造事業部 購買補給部長
- 2016年 9月 監査部長
- 2019年 1月 監査部 専門部長
- 2019年 6月 常勤監査役
現在に至る

監査役候補者とした理由

同氏は、航空機内装品製造事業の各部門での豊富な経験と高度な専門知識を有しており、又、監査役として当社の事業に関する深い理解をもって、当社の経営の監督及び監査を行ってまいりました。当社の実効的な監査体制の確保には、同氏の豊富な経験及び見識が有益であると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものです。



候補者
番号

2 たかはし 高橋 ひとし 均

再任

社外

独立役員

| | |
|------------|----------------|
| 生年月日 | 1955年9月21日生 |
| 取締役会への出席状況 | 14回/14回 (100%) |
| 監査役会への出席状況 | 12回/12回 (100%) |
| 所有する当社株式の数 | 0株 |

略歴、当社における地位

1980年 4月 新日本製鐵株式会社入社
 2009年 7月 同社監査役事務局 部長
 2009年 10月 社団法人日本監査役協会 常務理事
 2010年 10月 獨協大学法科大学院 教授
 2017年 4月 獨協大学 法学部 教授
 2018年 6月 曙ブレーキ工業株式会社 社外監査役
 2019年 6月 当社監査役
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

獨協大学 法学部 教授

社外監査役候補者とした理由

同氏は、商法・会社法、金融商品取引法及び企業法務に精通し、とりわけ、会社役員の法的責任とリスク管理、企業集団の内部統制システムについて、法理論と実務の両面に関する幅広い見識を有しております。又、新日本製鐵株式会社本社監査役事務局部長を経験され、その後社団法人日本監査役協会常務理事にも就任されていたことから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

いけのうえ

たかゆき

池之上 孝幸

新任

社外

独立役員

生年月日

1959年8月22日生

取締役会への出席状況

-

監査役会への出席状況

-

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位

- 1983年10月 青山監査法人プライスウォーターハウス 入所
- 1987年3月 公認会計士 登録
- 1997年7月 同監査法人 社員
- 2006年9月 あらた監査法人（現・PwCあらた有限責任監査法人）代表社員・パートナー
- 2019年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 非常勤講師
- 2020年8月 同監査法人 定年退職
- 2020年10月 池之上公認会計士事務所 登録
- 2020年11月 日本公認会計士協会 学術賞審査委員会 委員長
- 2021年10月 エアロセンス株式会社 監査役
- 2022年4月 流通経済大学 課外講座講師（非常勤）
現在に至る

（重要な兼職の状況）

- 池之上公認会計士事務所 所長
- エアロセンス株式会社 監査役
- 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 非常勤講師
- 流通経済大学 課外講座講師（非常勤）

社外監査役候補者とした理由

監査法人において、公認会計士として多くの会計監査業務と多様なアドバイザリー業務に携わると共にパートナーとしての経験を有しております。又、日本公認会計士協会において各種委員、委員長を歴任するなど、その専門的知識と豊富な経験を活かして、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 高橋均、池之上孝幸の両氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は高橋均氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。又、池之上孝幸氏につきましても、同氏の選任が承認されることを前提に、独立役員として同証券取引所に届け出ております。
 - (2) 高橋均氏は現在当社の社外監査役であり、その就任期間は第83回定時株主総会終結の時をもって4年間となります。
 - (3) 当社は、高橋均氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう、当社定款に基づき責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。又、池之上孝幸氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。
 - (4) 高橋均、池之上孝幸の両氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為等を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者は、当社の監査役に再任又は選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
4. 各候補者の所有する当社の株式数には、ジャムコ役員持株会の持分が含まれております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

又、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



ありよし まこと
有吉 眞

社外

生年月日

1956年5月17日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位

- 1983年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 栄木忠常法律事務所入所
- 1989年4月 新日本法律事務所（現・ARIYOSHI法律事務所）開設
- 1998年6月 当社非常勤監査役
- 1999年4月 第一東京弁護士会 副会長
- 1999年6月 株式会社ゼンリン 非常勤監査役
- 2003年1月 最高裁判所司法研修所 刑事弁護教官
- 2006年6月 株式会社ゼンリンプリンテックス 監査役
- 2009年1月 株式会社日興商事（現・株式会社NIKKOホールディングス）代表取締役
- 2009年1月 株式会社日本生活互助会（現・ブライイト信州株式会社）代表取締役
- 2013年4月 日本大学大学院 法務研究科 専任教授
- 2017年9月 日冠連経営者協議会 理事
- 現在に至る

(重要な兼職の状況)

ARIIYOSHI法律事務所 弁護士
株式会社ゼンリンプリンテックス 監査役
株式会社NIKKOホールディングス 代表取締役
ブライイト信州株式会社 代表取締役
日冠連経営者協議会 理事

補欠監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士としての豊富な企業法務の経験を有しております。又、経営に関する幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 有吉眞氏は社外監査役候補者であり、就任した場合、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
 - (2) 当社は、補欠監査役候補者である有吉眞氏が社外監査役に就任した場合、期待された役割を十分に発揮できるよう、当社定款に基づき同氏と責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。
 - (3) 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為等を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。候補者は、当社の監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、次回更新時には、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案**取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための
の報酬支給の件**

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月27日開催の第78回定時株主総会において、年額375百万円以内（うち社外取締役分は年額35百万円以内。なお、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠の範囲内にて、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内といたします。又、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、指名報酬委員会の審議を経て取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）ですが、本株主総会で第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役8名（うち社外取締役5名）となります。

対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとしたします。

2. 対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年60,000株を上限としたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものとしたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

又、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合において

は当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てるのが相当である理由

当社は2023年5月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を行っております。その概要は事業報告「IV会社役員に関する事項 3.取締役及び監査役の報酬等の額 (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について」に記載のとおりであり、本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであります。なお、本議案は、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しております。又、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年60,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.22%程度と軽微であることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決された場合には、取締役を兼務しない当社の執行役員に対しても上記と同内容の本制度を導入する予定であります。

(ご参考) スキル・マトリックス

| 役 職 | 氏 名 | 企業経営 | 業界の知見 | 海外経験 | 製造・整備・ 技術・品質 | 財務・会計 | 人事・労務・ 人財開発 | 法務・ コンプライアンス | リスク マネジメント |
|-----------------|--------|------|-------|------|-----------------|-------|----------------|-----------------|---------------|
| 1 取締役 | 阿部 俊之 | ● | | ● | | | | | ● |
| 2 取締役 | 米倉 隆 | ● | ● | | ● | | | | |
| 3 取締役 | 木村 敏和 | | | | ● | | ● | ● | |
| 4 社外取締役 | 高端 優 | ● | ● | ● | | | | | |
| 5 社外取締役 | 原田 茂 | | ● | ● | ● | | | | |
| 6 社外取締役 (独立役員) | 鈴木 伸一 | ● | ● | | ● | | | | |
| 7 社外取締役 (独立役員) | 渡辺 樹一 | | | ● | | ● | | | ● |
| 8 社外取締役 (独立役員) | 鶴 由貴 | | | | | | | ● | ● |
| 9 監査役 | 蕪木 昇 | | ● | | ● | ● | | | |
| 10 監査役 | 粕谷 寿久 | ● | | | ● | | | | ● |
| 11 社外監査役 (独立役員) | 高橋 均 | | | ● | | | | ● | ● |
| 12 社外監査役 (独立役員) | 池之上 孝幸 | | | ● | | ● | | | |

- (注) 1. 各役員に特に期待される項目を3つまで記載しております。上記一覧表は、各役員の有するすべての知見や経験を表すものではありません。
2. 本株主総会の第1号議案・第2号議案が承認可決された場合の構成を記載しています。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）拡大の影響から正常化に向けて回復の動きがみられたものの、ウクライナ問題の長期化による原油価格の高騰、原材料価格の上昇など、世界的なインフレによる景気後退局面への懸念などにより、依然として不透明な状況が続きました。このようななかで、ドル円為替相場は対米ドル円レート122円台から150円台で推移しました。

航空輸送業界では、国内線需要の回復に加え、各国の入国制限の撤廃などにより国際線需要についても回復してきていることから、エアラインでは運休していた機体をサービスに戻す動きや大口の機体発注などの動きが見られました。又、航空機メーカーにおいても航空旅客需要の回復に伴い機体の増産に取り組んでいます。

(ご参考) 財務ハイライト

| | | | |
|------|------------------------------|-------------------------|------------------------------|
| 売上高 | 472億25百万円 前期は売上高390億78百万円 | 営業利益 | 17億33百万円 前期は営業損失31億74百万円 |
| 経常利益 | 11億27百万円 前期は経常損失35億12百万円 | 親会社株主に 帰属する 当期純利益 | 21億74百万円 前期は当期純損失40億81百万円 |

このように、航空旅客需要の回復がみられるなかで、当社グループでは、需要回復に対応すべく、グループ外出向していた社員を帰任させると共に、新卒採用活動を開始しました。又、製造工程においては、今後の更なる需要回復に備え、業務効率改善活動を継続すると共に、ジャムコフィリピンの生産能力・機能拡張計画や国内外のサプライチェーンの強靱化に着手しました。更に、サステナビリティへの対応にも積極的に取り組みました。

航空機内装品等製造関連においては、航空旅客需要の回復に伴い、保有機体を活用するためのメンテナンス部品や客室改修の需要増加がみられ、これらに対応すべく、生産体制強化に取り組みました。又、お客様が航空機に搭乗する際に抱く不安を少しでも解消できるように、清潔で衛生的なキャビン作りのための製品開発を行い、ギャレー、ラバトリー、シート等への展開を見据えた研究・提案を行いました。

航空機シート等製造関連においては、収益力の高いビジネスクラス・シート「Venture」の他機種展開などに加え、次期ビジネスクラス・シート「Quest for Elegance」の開発にも取り組みました。

航空機器等製造関連においては、生産性改善の取組みを行うと共に、熱可塑CFRPを活用した航空機用軽量機体部材の開発やCFRP部材の航空機分野以外への展開を進めました。

航空機整備等関連においては、飛行安全の確保と品質向上の取組みを継続すると共に、エアライン、官公庁向け整備の受注に努め、安定した収益を上げるため事業基盤の強化に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高 47,225百万円（前期比 8,146百万円増）、営業利益 1,733百万円（前期は、営業損失 3,174百万円）、経常利益 1,127百万円（前期は、経常損失 3,512百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益 2,174百万円（前期は、親会社株主に帰属する当期純損失 4,081百万円）となりました。

なお、当連結会計年度末に次期以降の完成工事に対する工事損失引当金を 4,280百万円計上しております。この工事損失引当金による期間損益への影響は、当第4四半期連結会計期間において売上原価 134百万円の減少（第3四半期連結会計期間末の工事損失引当金は 4,414百万円）、又、当連結会計年度においては売上原価 451百万円の増加（前連結会計年度末の工事損失引当金は 3,828百万円）となりました。

グループ全体の販売費及び一般管理費、営業外損益、特別損益、法人税等調整額の状況は次のとおりです。

販売費及び一般管理費は、試験研究費などの減少がありましたが、販売手数料や人件費の増加などにより8,339百万円（前期比805百万円増）となりました。

営業外損益は、為替相場が前連結会計年度末よりも円安で推移し為替差益が増加しましたが、米国ドル金利の上昇などにより支払利息が増加したことなどにより606百万円の損（前期は、337百万円の損）となりました。

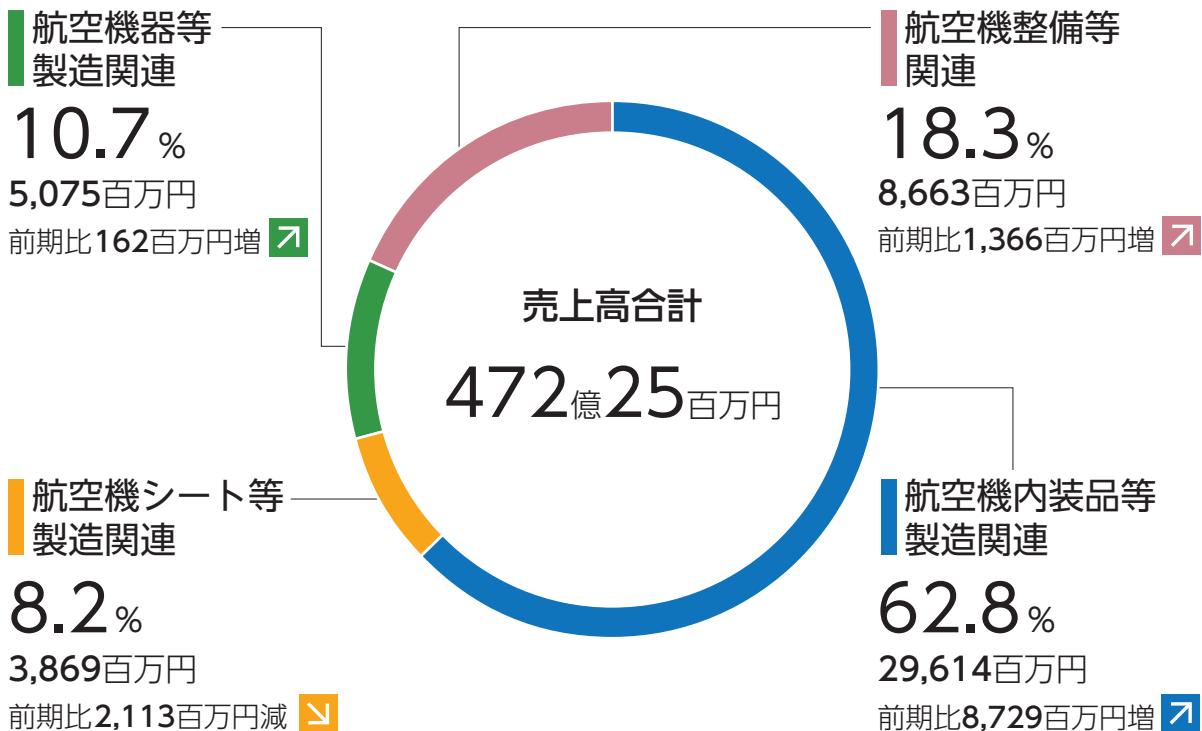
特別損益は、連結子会社であるJAMCO SINGAPORE PTE LTD. が保有する固定資産の売却による譲渡益として463百万円を計上したことなどにより、467百万円の益（前期は、530百万円の益）となりました。

法人税等調整額は、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産の計上により△1,186百万円（前期は、1,070百万円）となりました。

なお、当期の配当につきましては、誠に遺憾ながら当初計画どおり無配とさせていただきます。株主の皆様には、大変なご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。

セグメント別業績

ご参考 事業区分別売上高構成比



(単位：百万円)

| 事業区分 | 前 期 | 当 期 | 前期比 |
|-------------|--------|--------|-----------|
| 航空機内装品等製造関連 | 20,884 | 29,614 | 8,729百万円増 |
| 航空機シート等製造関連 | 5,982 | 3,869 | 2,113百万円減 |
| 航空機器等製造関連 | 4,913 | 5,075 | 162百万円増 |
| 航空機整備等関連 | 7,297 | 8,663 | 1,366百万円増 |

セグメント別の業績は次のとおりです。

航空機内装品等製造関連

主要な事業内容

主力製品のギャレー、ラバトリーは、長年にわたる製造・販売実績と共に世界的シェアを誇っております。又、機内改修などのアフター・マーケット・ビジネスにも注力しております。



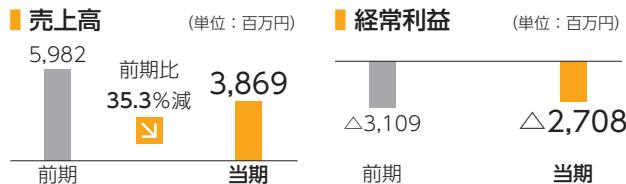
当事業では、運航機数の増加によりエアライン向けスペアパーツ販売が増加したことやボーイング787型機向け製品の出荷が再開したことなどから、前期に比べ売上高は増加しました。又、経常損益については、売上高の増加に加え、業務効率改善の効果、及び円安による為替差益の発生などから増加しました。

この結果、航空機内装品等製造関連は、売上高29,614百万円（前期比8,729百万円増）、経常利益3,586百万円（前期は、経常損失342百万円）となりました。

航空機シート等製造関連

主要な事業内容

快適な空の旅を提供する高品質なプレミアム・シートを供給しております。



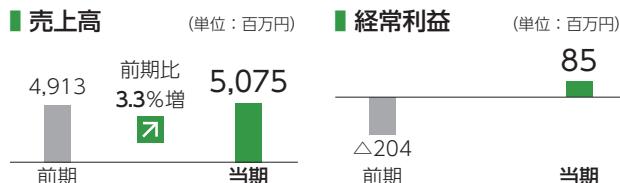
当事業では、ビジネスクラス・シート「Venture」の出荷が開始されましたが、顧客による納期変更などにより、前期に比べ売上高は減少しました。又、経常損益については、売上高の減少に加え、円安によるドル建てコストの上昇などにより経常損失となりました。

この結果、航空機シート等製造関連は、売上高3,869百万円（前期比2,113百万円減）、経常損失2,708百万円（前期は、経常損失3,109百万円）となりました。

航空機器等製造関連

主要な
事業内容

特殊工程技術を駆使して、ジェットエンジン部品、炭素繊維構造部材、熱交換器等の製造・販売をしております。



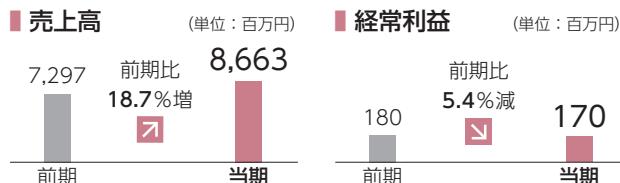
当事業では、熱交換器等航空宇宙装備品や航空機エンジン部品の出荷が前期に比べ減少したものの、炭素繊維構造部材の出荷が増加したことなどから売上高は増加しました。又、経常損益については、売上高の増加に加え、採算性向上活動への取組みなどから経常利益となりました。

この結果、航空機器等製造関連は、売上高5,075百万円（前期比162百万円増）、経常利益85百万円（前期は、経常損失204百万円）となりました。

航空機整備等関連

主要な
事業内容

当社創業以来、60余年にわたる実績を誇っており、国内最大の独立系整備専門会社として、官公庁機からエアライン機に至るまで、幅広く事業を展開しております。



当事業では、部品整備において一部プログラムの完成工事が増加したことなどから前期に比べ売上高は増加しました。一方、経常利益については、売上高は増加したものの、販売費及び一般管理費の増加などから前期に比べ減少しました。

この結果、航空機整備等関連は、売上高8,663百万円（前期比1,366百万円増）、経常利益170百万円（前期比9百万円減）となりました。

2. 設備投資の状況

設備投資については、航空機内装品及び航空機シート関連の主力製品であるギャレー、ラバトリー、シート製造に係る金型、各事業の生産工場の改修及び施設設備の更新、業務効率向上のためのIT関連のシステムの導入等を進めました。その結果、当期の設備投資額は2,089百万円となりました。

3. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

中長期的な事業課題

航空輸送業界は、新型コロナウイルス感染症の影響から堅調な回復が見込まれ、2024年にはパンデミック前の水準まで回復すると予測されています。その一方で、新型コロナウイルス感染症に伴って生じた急激な需要縮小により、航空関連業界のサプライチェーンは著しく棄損し、人財不足が顕著化しています。又、経営を取り巻く環境は急速に変化し続けており、企業の財務情報のみならず、ESGに関する情報開示も重要な指標と捉えられるようになるなど、ESG・SDGsへの取組み強化が求められています。

このような状況のなか当社グループでは、航空需要の変動に対し柔軟且つ強靱に対応していくため、より機動的に企業変革や意識改革を行い、引き続き業務プロセス改革、DX（デジタルトランスフォーメーション）等の施策を推進し、より筋肉質な企業構造への変革、収益力の改善を図ってまいります。又、技術改革の取組みを強化し、新視点による事業領域の拡大を目指すと共に、安全・品質第一の企業文化の更なる醸成、マテリアリティ（重要課題）をはじめとしたサステナビリティ課題への取組みにも注力してまいります。

セグメント別の課題は次のとおりです。

【航空機内装品等製造関連】

- ①安全・品質第一の企業文化の醸成により品質不具合の未然防止活動を定着させると共に、品質システムの改革に取り組む。
- ②需要の回復を見据えた生産体制、サプライチェーンの強靱化を図る。
- ③グループ全体における業務プロセスを見直し、DXによる進化を推し進め、将来の更なる

成長への基盤整備に取り組む。

- ④軽量化部材の開発、衛生面でも優れたラバトリーその他製品の開発等を通じて、航空業界の脱炭素化や環境要求に配慮した新製品・サービスの開発に取り組む。
- ⑤既存事業の基盤を強固なものにし、サービタイゼーション（ものづくりとサービスの融合）の探求とサステナビリティへの取組み強化により、事業の継続的成長と拡大を目指す。

[航空機シート等製造関連]

- ①ビジネスクラス・シート「Venture」の受注拡大に向けて販売を強化すると共に、安定的な生産による量産化を進め、安定収益化を図る。
- ②標準型プラットフォームを活用した次期ビジネスクラス・シートへの投資と魅力的な製品開発を進め、継続的な成長戦略を策定して事業を推進する。
- ③グループサプライチェーンの連携強化を図り、生産効率を向上する。
- ④連結経常利益の黒字化及び事業戦略を確実に遂行し、サービタイゼーションの探求とサステナビリティへの取組みを強化する。

[航空機器等製造関連]

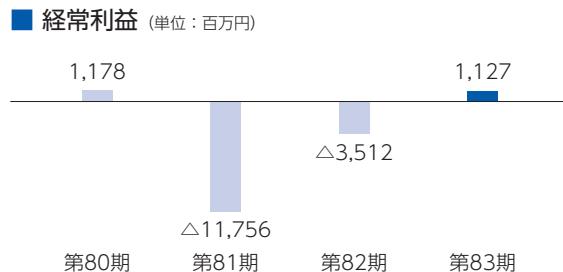
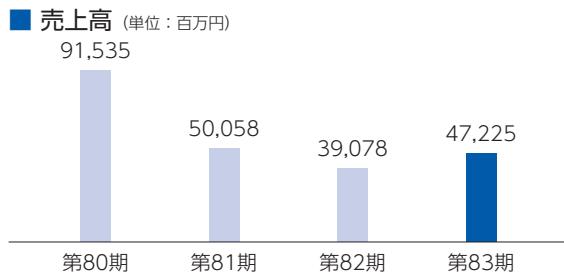
- ①継続的に製品安全・品質に関する体制強化と企業文化の醸成を図る。
- ②ジャムコ エアロマニューファクチャリングも含めた生産拠点の最適化、生産性向上に取り組む、スマートファクトリー、DXを推進し、更なる技術的付加価値の高い製品の受注拡大、競争力強化を図る。
- ③次世代機を見据えた、ADP、複合材の製品開発及び特殊工程技術を活用した製品の受注獲得・売上拡大を図る。
- ④既存事業に加え、「価値ある環境性能の提供」を目指し新たな業界への事業展開を図る。
- ⑤ESG・SDGs等の取組みを推進する。

[航空機整備等関連]

- ①豊富な整備実績で培った事業の強みを最大限に発揮し、官需・民需の事業バランスを踏まえて、環境の変化に応じた事業拡大を目指す。
- ②現有の技術・整備能力の活用とDX戦略を推進し、市場のニーズを捉え、サステナブルな製品とサービスを提供する。
- ③快適で持続可能な社会を実現するため、次世代エアモビリティの安定運航環境を提供する事業モデルに変革する。

5. 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第80期 (2020年3月期) | 第81期 (2021年3月期) | 第82期 (2022年3月期) | 第83期 (当連結会計年度) (2023年3月期) |
|--|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 | 91,535百万円 | 50,058百万円 | 39,078百万円 | 47,225百万円 |
| 経常利益又は経常損失 (△) | 1,178百万円 | △11,756百万円 | △3,512百万円 | 1,127百万円 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) | 605百万円 | △13,585百万円 | △4,081百万円 | 2,174百万円 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) | 22.58円 | △506.46円 | △152.15円 | 81.05円 |
| 総資産 | 120,184百万円 | 101,236百万円 | 93,651百万円 | 100,794百万円 |
| 純資産 | 30,373百万円 | 16,517百万円 | 11,095百万円 | 13,383百万円 |



6. 主要な事業内容

| 事業部門 | 主要な事業内容 |
|---------------|-----------------------------------|
| 航空機内装品等製造関連事業 | ギャレー、ラバトリー、ギャレー搭載用各種装備品等の製造 |
| 航空機シート等製造関連事業 | 航空機シート、シートコンソール等の製造 |
| 航空機器等製造関連事業 | 熱交換器、航空機用炭素繊維構造部材、民間航空機エンジン部品等の製造 |
| 航空機整備等関連事業 | 航空機の機体、装備品等の整備・改造 |

7. 主要な営業所及び事業所等

(1) 当社

| | |
|-----------|---|
| 本社 | 東京都立川市 |
| 航空機内装品事業部 | 東京都立川市 |
| 航空機器製造事業部 | 東京都調布市 |
| 航空機整備事業部 | 宮城県岩沼市・埼玉県東松山市・千葉県成田市 東京都新宿区・東京都三鷹市・大阪府豊中市 |

(2) 子会社

| | |
|--|--------------------------|
| 株式会社 新潟ジャムコ | 新潟県村上市 |
| 株式会社 宮崎ジャムコ | 宮城県宮崎市 |
| 株式会社 徳島ジャムコ | 本社：東京都世田谷区 事業所：徳島県板野郡 |
| 株式会社 ジャムコ エアロテック | 千葉県成田市 |
| 株式会社 オレンジ ジャムコ | 東京都立川市 |
| 株式会社 ジャムコ エアロマニュファクチャリング | 宮城県名取市 |
| 株式会社 中条ジャムコ | 新潟県胎内市 |
| JAMCO AMERICA, INC. | アメリカ合衆国 |
| JAMCO AERO DESIGN & ENGINEERING PTE LTD. | シンガポール |
| JAMCO PHILIPPINES, INC. | フィリピン |

8. 従業員の状況

(1) 企業集団の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 2,579名 | 19名増 |

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー）96名は除いてあります。
 2. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 当社の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,106名 | 44名減 | 44.4歳 | 18.4年 |

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー）64名は除いてあります。
 2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 重要な親会社の状況
特記すべき事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--|------------|-------|-----------------------------|
| 株式会社 新潟ジャムコ | 100百万円 | 100% | 航空機内装品製造 |
| 株式会社 宮崎ジャムコ | 100百万円 | 100% | 航空機内装品、航空機シート製造 |
| 株式会社 徳島ジャムコ | 30百万円 | 100% | 航空機、航空機装備品整備改造 |
| 株式会社 ジャムコ エアロテック | 30百万円 | 100% | 航空機、航空機装備品整備改造 |
| 株式会社 オレンジ ジャムコ | 10百万円 | 100% | 航空機部品の組立補助作業等（障がい者特例子会社） |
| 株式会社 ジャムコ エアロマニファクチャリング | 100百万円 | 100% | 航空機器製造 |
| 株式会社 中条ジャムコ | 100百万円 | 100% | 航空機内装品製造 |
| JAMCO AMERICA, INC. | 31,538千USD | 100% | 航空機内装品、航空機シートに関する業務、部品調達業務等 |
| JAMCO AERO DESIGN & ENGINEERING PTE LTD. | 1,000千USD | 55% | 航空機内装品に関する技術業務 |
| JAMCO PHILIPPINES, INC. | 86,000千PHP | 100% | 航空機内装品製造 |

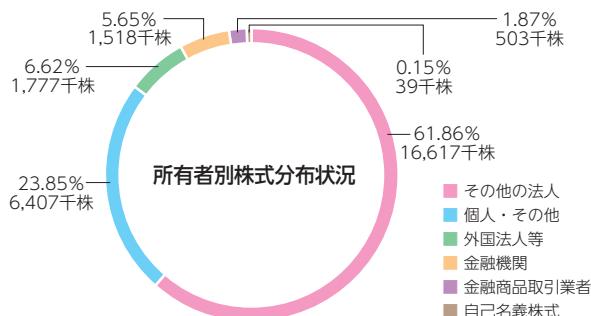
- (注) 1. 議決権比率欄は、当社保有割合及び子会社が有する間接保有割合の合計を記載しています。
2. JAMCO AMERICA, INC.は、2023年3月に15,000千USDの増資を実施いたしました。
3. JAMCO SINGAPORE PTE LTD.は2021年1月に解散しており、清算手続きを進めております。

10. 主要な借入先

| 借入先 | 借入金残高 |
|-------------|--------|
| | 百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 19,307 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 16,478 |
| 株式会社三井住友銀行 | 7,037 |

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 80,000,000株
2. 発行済株式総数 26,863,974株
3. 株主数 6,608名
(うち単元株主数 6,272名)
4. 大株主(上位10名)



| 株主名 | 持株数 千株 | 持株比率 % |
|---|-----------|-----------|
| 伊藤忠商事株式会社 | 8,956 | 33.38 |
| ANAホールディングス株式会社 | 5,373 | 20.03 |
| 昭和飛行機工業株式会社 | 2,003 | 7.46 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 924 | 3.44 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 431 | 1.60 |
| ジャムコ従業員持株会 | 431 | 1.60 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 312 | 1.16 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 301 | 1.12 |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) | 116 | 0.43 |
| 野村證券株式会社 | 110 | 0.41 |

(注) 持株比率は、自己株式(39,089株)を控除して計算しております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|------------------|-------|----------------------------------|---|
| 代表取締役社長 | 阿部俊之 | CEO | |
| 代表取締役 副社長執行役員 | 米倉隆 | 社長補佐、航空機器製造事業担当、安全品質統括・航空機整備事業管掌 | |
| 取締役 専務執行役員 | 木村敏和 | 人事総務・広報・サステナビリティ推進担当、CCO | |
| 取締役 | 瀬川夏樹 | | 伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長 日本エアロスペース株式会社取締役 伊藤忠アビエーション株式会社取締役 ITOCHU Aviation, Inc.取締役 ライラック株式会社取締役 |
| 取締役 | 原田茂 | | 全日本空輸株式会社 整備センター 副センター長 |
| 取締役 | 鈴木伸一 | | |
| 取締役 | 渡辺樹一 | | 一般社団法人GBL研究所 理事 合同会社御園総合アドバイザリー顧問 弁護士法人御園総合法律事務所顧問 |
| 取締役 | 鶴由貴 | | 弁護士法人協和総合パートナーズ法律事務所 弁護士 東京弁護士会倫理特別委員会委員 日弁連知財センター委員 侵害判定諮問委員 税関専門委員 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 独立行政法人製品評価技術基盤機構非常勤監事 杉本商事株式会社社外取締役 |
| 常勤監査役 | 蕪木昇 | | |
| 常勤監査役 | 粕谷寿久 | | |
| 監査役 | 高橋均 | | 獨協大学 法学部 教授 |
| 監査役 | 渡邊浩一郎 | | 渡邊浩一郎公認会計士事務所 所長 株式会社タカラトミー社外監査役 株式会社バロックジャパンリミテッド社外監査役 |

- (注) 1. 瀬川夏樹、原田茂、鈴木伸一、渡辺樹一、鶴由貴の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外取締役瀬川夏樹氏は、大株主である伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門の航空宇宙部長であります。又、日本エアロスペース株式会社、伊藤忠アビエーション株式会社の取締役であります。これら3社は当社と営業上の取引関係があります。
3. 社外取締役原田茂氏は、大株主であるANAホールディングス株式会社の子会社、全日本空輸株式会社の整備センター副センター長であり、同社は当社と営業上の取引関係があります。
4. 高橋均、渡邊浩一郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 鈴木伸一、渡辺樹一、鶴由貴、高橋均、渡邊浩一郎の5氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
6. 監査役渡邊浩一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 瀬川夏樹氏は、2022年5月1日をもってIC AirLease One Limited取締役を辞任により退任し、2023年3月31日をもって当社取締役を辞任により退任いたしました。
8. 取締役鶴由貴氏は、2022年6月17日付で杉本商事株式会社の社外取締役に就任いたしました。
9. 大喜多治年、田所務、後藤健太郎の3氏は、2022年6月28日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役に退任いたしました。
10. 磯上範好氏は、2022年6月28日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任により退任いたしました。
11. 当事業年度末日の翌日以降に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

| 氏名 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|-------|---|--|-----------|
| 木村 敏和 | 取締役 副社長執行役員 人事総務管掌、広報・サ ステナビリティ推進担当、 CAO、CCO | 取締役 専務執行役員 人事総務・広報・サステ ナビリティ推進担当、 CCO | 2023年4月1日 |

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為等を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び国内子会社のすべての役員（取締役、監査役）、執行役員、社外派遣役員及び退任役員であります。又、海外子会社については当社からの出向役員及び当社との兼務役員が被保険者であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

(1)-1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位及び担務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬（個別報酬月額）、業績連動報酬（賞与）及び実質株式報酬（持株会制度による当社株式取得）により構成し、監督機能を担う社外取締役及び非業務執行取締役については、その職務に鑑み、定額の個別報酬月額のみを支払うものとする。

なお、2023年5月12日開催の取締役会において、当該事項の内容を一部変更し、新たに決議しています。変更後の事項は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位及び担務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の

報酬は、固定報酬（個別報酬月額）、業績連動報酬（賞与）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役及び非業務執行取締役については、その職務に鑑み、定額の個別報酬月額のみを支払うものとする。

(1)-2. 個人別の固定報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の業務執行取締役の固定報酬(個別報酬月額)は、月例の固定報酬とし、前年度の「個人業績」(定性評価)に基づき年度初頭に決定する。算定は、役位ごとに定めている標準報酬月額を基準に、「個人業績」(定性評価)を加味して一定の範囲内で加減するものとする。

なお、上記「個人業績」(定性評価)は、各担務における次の7つの評価項目に関する貢献度に応じて決定する。

①経営方針・運営方針の組織浸透、②利益・キャッシュフロー・資産効率・企業価値の向上、③組織統制・管理、④人財育成、⑤課題解決・リスク低減、⑥組織間連携・効率化、⑦グループ連結経営（攻め・守り）

又、社外取締役及び非業務執行取締役については、定額の個別報酬月額のみとする。

なお、2023年5月12日開催の取締役会において、当該事項の内容を一部変更し、新たに決議しています。変更後の事項は以下のとおりです。

当社の業務執行取締役の固定報酬(個別報酬月額)は、月例の固定報酬とし、前年度の「個人業績」(定性評価)に基づき年度初頭に決定する。算定は、役位ごとに定めている標準報酬月額を基準に、「個人業績」(定性評価)を加味して一定の範囲内で加減するものとする。

なお、上記「個人業績」(定性評価)は、各担務における次の8つの評価項目に関する貢献度に応じて決定する。

①経営方針・運営方針の組織浸透、②利益・キャッシュフロー・資産効率・企業価値の向上、③組織統制・管理・人財育成、④イノベーション・価値創造、⑤課題解決・リスク低減、⑥組織間連携・効率化、⑦グループ連結経営（攻め・守り）、⑧サステナビリティ課題対応

又、社外取締役及び非業務執行取締役については、定額の個別報酬月額のみとする。

(1)-3. 個人別の業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬(賞与)は、現金報酬とする。当該年度の財務業績等に基づいて総額を決定のうえ、(1)-2.に定める「個人業績」(定性評価)及び当該年度の「組織業績」(定量評価)の2つを3:1の割合で評価項目として使用して個人別賞与を決定し、原則として当該年度の費用として支給する。評価項目のうち「組織業績」(定量評価)には、当年度の「利益達成度」[期初の経営計画における連結経常利益又は報告セグメント利益(経常利益)に対する各実績値割合]を使用しており、取締役の担務に応じて、連結経常利益又は報告セグメント利益を適用するものとする。なお、単年度の業績連動報酬(賞与)は、その総額と個別報酬月額総額との合計が当年度経営計画の労務費予算の範囲内で、且つ2018年6月27日開催の第78回定時株主総会で決定した取締役の報酬総額を上限に決定するものとする。

(1)-4. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、持株会制度による当社株式の取得によるものとし、業務執行取締役については個別報酬月額から一定額を役員持株会に毎月拠出するものとする。この拠出方法は、取締役会決議を受けた内規に従い、各業務執行取締役の同意に基づき会社と個別契約を締結のうえ、業務執行取締役に就任以降退任するまでの間、役位に応じた標準報酬月額の概ね10%の額を持株会拠出金として毎月控除して拠出するものとする。

なお、役員持株会規約により役員を退任するまでは株式を引出すことはできない。

以上の事項については、2023年5月12日開催の取締役会において、その内容の一部を変更し、新たに決議しています。変更後の事項は以下のとおりです。

当社の取締役(社外取締役及び非業務執行取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を付与する。譲渡制限期間は対象取締役が退任するまでの期間とし、対象取締役が正当な理由なく退任した場合、その他取締役会が譲渡制限解除を認めないと定めた対象取締役の行為があった場合、付与した当社株式を無償取得するものとし、その他の譲渡制限付株式の内容は発行又は処分の都度取締役会で定めるものとする。付与株式数は、年額30百万円の範囲内で、役位、職責、株価等を踏まえ算定する株式数とする。

(1)-5. 固定報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の金銭報酬（固定報酬）及び業績連動報酬（賞与）については、(1)-2.及び(1)-3.のとおり個別に決定するものとし、その割合については特に定めない。又、非金銭報酬については、(1)-4.に記載の内規の取扱いによるものとする。

なお、2023年5月12日開催の取締役会において、当該事項の内容を一部変更し、新たに決議しています。変更後の事項は以下のとおりです。

業務執行取締役の金銭報酬（固定報酬）、業績連動報酬（賞与）及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、(1)-2.、(1)-3.及び(1)-4.のとおり個別に決定するものとし、その割合については特に定めない。

(1)-6. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役の固定報酬（個別報酬月額）は、定期同額給与として毎月定額を支給することを原則とする。又、業務執行取締役の業績連動報酬（賞与）は、当該年度の業績に応じてその支給を行う場合には、原則として当該年度の費用として支給する。但し、2018年6月27日開催の第78回定時株主総会にて退職慰労金制度を廃止したことに伴う退職慰労金の打切り支給額については、該当の取締役が退任した以降に支払うものとする。

(1)-7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が委任を受けて決定するものとする。その手続は次のとおりとする。

- ①代表取締役社長は、個人別の報酬等の決定が適切に行われるよう、取締役の報酬体系、個別報酬月額の決定方法、持株会拠出額、及び業績連動報酬（賞与）等について定める内規原案を作成・改廃する。
- ②取締役会からの諮問に応じて、独立役員が過半数を構成する指名報酬委員会は、①の内規原案を審議する。取締役会は、指名報酬委員会の答申を尊重し、内規を承認、決議する。
- ③代表取締役社長は、②で取締役会決議を受けた内規に従い、又、他の代表取締役との協議を経て、取締役の個人別報酬等の原案を策定する。指名報酬委員会は取締役会からの諮問に応じて、当該取締役の個人別報酬等の原案を審議する。代表取締役社長は取締役会からの委任を受け、指名報酬委員会の答申を尊重し、取締役の個人別報酬等を決定する。

なお、2023年5月12日開催の取締役会において、当該事項の内容を一部変更し、新たに決議しています。変更後の事項は以下のとおりです。

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が委任を受けて決定するものとする。その手続は次のとおりとする。

- ①代表取締役社長は、個人別の報酬等の決定が適切に行われるよう、取締役の報酬体系、個別報酬月額の設定方法、業績連動報酬（賞与）及び譲渡制限付株式報酬等について定める内規原案を作成・改廃する。
- ②取締役会からの諮問に応じて、独立役員が過半数を構成する指名報酬委員会は、①の内規原案を審議する。取締役会は、指名報酬委員会の答申を尊重し、内規を承認、決議する。
- ③代表取締役社長は、②で取締役会決議を受けた内規に従い、又、他の代表取締役との協議を経て、取締役の個人別報酬等の原案を策定する。指名報酬委員会は取締役会からの諮問に応じて、当該取締役の個人別報酬等の原案を審議する。代表取締役社長は取締役会からの委任を受け、指名報酬委員会の答申を尊重し、取締役の個人別報酬等を決定する。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2018年6月27日開催の第78回定時株主総会において、年額375百万円以内（うち社外取締役分は35百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）です。

監査役の報酬額は、2018年6月27日開催の第78回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に際しては、取締役会に先立ち、独立役員が過半数を構成する指名報酬委員会の審議を経て、同委員会の答申を尊重する形で報酬体系の枠組みや個別報酬等を規定する内規を取締役会で定め、その内規に従った決定をすることを代表取締役に委任しているものであることから、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2022年3月25日開催の取締役会にて、代表取締役社長CEO大喜多治年に取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、会社及び各取締役の業績を踏まえた業績連動報酬（賞与）の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる役員の 員数 |
|-----------|-----------------|------------------|---------|--------|----------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 | 131 | 114 | 7 | 9 | 11名 |
| (うち社外取締役) | (20) | (20) | (-) | (-) | (5名) |
| 監査役 | 57 | 57 | - | - | 5名 |
| (うち社外監査役) | (13) | (13) | (-) | (-) | (2名) |

- (注) 1. 上表には、2022年6月28日開催の第82回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等（賞与）を算定する際には、「組織業績」（定量評価）項目として、当年度の「利益達成度」[期初の経営計画における連結経常利益又は報告セグメント利益（経常利益）に対する各実績値割合]を使用しており、取締役の担務に応じて、連結経常利益又は報告セグメント利益を適用しておりますが、それらを選定した理由は、短期的なインセンティブを与えることにより積極的な業務執行を促進すると考えた点にあります（各実績値は「I 企業集団の現況に関する事項 1.事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。）。
3. 非金銭報酬等については、役員持株会への毎月の拠出額の総額を記しております。当該拠出額により、普通株式を8,040株取得しております。

なお、上記非金銭報酬等については、2023年6月28日開催予定の第83回定時株主総会第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件」において承認が得られた場合、当社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除きます）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を予定しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先との関係につきましては、会社役員に関する事項1.の注記に記載のとおりであります。その他の兼職先との間には重要な取引関係等はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 取締役会出席状況 | 主な活動状況 |
|-----|-------|----------|---|
| 取締役 | 瀬川 夏樹 | 14回中14回 | 総合商社の航空宇宙部門において培ってきた航空業界での豊富な経験と見識に基づき、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 原田 茂 | 12回中12回 | 航空輸送業界において培ってきた経験を生かした視点から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 鈴木 伸一 | 14回中14回 | 企業経営及び航空宇宙業界において培ってきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 渡辺 樹一 | 14回中14回 | 国際企業活動に関わる見識並びに米国公認会計士、公認内部監査人及び公認不正検査士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 鶴 由貴 | 12回中11回 | 弁護士として培ってきた企業法務、コーポレートガバナンスリスク管理等に関する幅広い見識並びに歴任してきた男女共同参画に係る委員等の経験及び見識に基づき、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

(注) 取締役原田茂、鶴由貴の両氏については、2022年6月28日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

| 区分 | 氏名 | 取締役会 出席状況 | 監査役会 出席状況 | 主な活動状況 |
|-----|--------|--------------|--------------|---|
| 監査役 | 高橋 均 | 14回中14回 | 12回中12回 | 監査役会において、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。又、取締役会において、主に大学教授としての法務に関する専門的見地から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 | 渡邊 浩一郎 | 14回中13回 | 12回中11回 | 監査役会において、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。又、取締役会において、公認会計士としての豊富な監査経験及び、その専門的見識から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

- (3) 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
該当する事項はありません。
- (4) 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当する事項はありません。
- (5) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- (6) 責任限定契約の内容の概要
当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当社と社外役員は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

53百万円

(2) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認められ、解任する必要があると判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することを決定いたします。又、会計監査人の独立性及びその職務の遂行状況等に鑑み、その職務を適切に遂行する事が困難と認められる場合には、会社法第344条に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

4. 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

5. 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、会計監査人との間で責任限定契約を締結しております。

7. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、JAMCO AMERICA, INC.、JAMCO AERO DESIGN & ENGINEERING PTE LTD.、JAMCO PHILIPPINES, INC.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

Ⅵ 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(業務の適正を確保するための体制の整備)

当社の業務の適正を確保するための体制の整備については、次のとおりであります。

なお、以下における当社グループとは、当社及び当社の子会社から成る企業集団のことを指します。

1. 取締役・使用人の職務の執行が効率的に行われ、且つ法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

- (1) 内部統制全体を統括する組織として、「C R (Compliance Risk)会議」(議長：代表取締役社長)を設置し、内部統制に関する基本方針を策定する。又、取締役又は執行役員の中からチーフ・コンプライアンス・オフィサー (以下C C Oという。)を指名し、当社グループのコンプライアンスの取組みを横断的に統括・管理・監督する。
- (2) C C Oは、コンプライアンス活動の概要について定期的に取締役会に報告する。
- (3) コンプライアンス体制に係わる規程を整備し、取締役及び使用人は、法令・定款及び当社の「経営理念」等を遵守し行動する。
- (4) 「コンプライアンス規範」及び「コンプライアンス規程」のもと、研修体制を構築し、当社グループの取締役及び使用人に対し教育を行い、法令・定款の遵守を徹底する。
- (5) 本社部門、航空機内装品事業部、航空機器製造事業部及び航空機整備事業部に、取締役会において任命された業務執行者を配置し、迅速な業務執行を行わせると共に業務執行者は明確な執行責任のもと、担当部署の業務を執行する。
- (6) 当社グループの使用人等が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の通報体制としての内部通報制度を構築する。

2. 情報の管理及び文書の保存・管理体制の整備

- (1) 情報システム及び情報セキュリティに関する統括責任者としてチーフ・インフォメーション・オフィサー (以下C I Oという。)を取締役又は執行役員の中から指名する。

- (2) C I Oは、情報システム及び情報セキュリティ活動において当社グループの情報システム及び情報セキュリティを統括し、概要について定期的に取り締役に報告する。
- (3) 「情報管理規程」及び「文書管理規程」のもと、情報及び文書（関連資料を含む。）を適切に管理し、保存・管理（廃棄を含む。）を徹底する。
- (4) 取締役の職務の執行に係わる文書その他の情報については、「文書管理規程」に盛り込み適切な管理を行うと共に、取締役及び監査役がその文書や情報を常時閲覧できるようにする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備

- (1) リスクに関する統括責任者としてチーフ・リスクマネジメント・オフィサー（以下C R Oという。）を取締役又は執行役員の中から指名する。
- (2) C R Oは、「リスクマネジメント規程」のもと、当社グループのリスク管理の体制を統括する。
- (3) C R Oは、当社グループのリスク管理の体制整備の進捗状況をレビューし、リスク管理に関する事項を定期的に取り締役に報告する。又、「リスクマネジメント規程」で対策が必要と規定される主要リスクについては、「C R 会議」で十分に協議し、予測リスクを最小限に抑える対策を講じる。
- (4) 内部監査部門として代表取締役社長に直属する監査部は、定期的にはリスク状況を内部監査する。
- (5) 内部監査により法令違反その他の事由に基づき著しい損失の危険のある業務執行行為が発見された場合の通報体制として、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに「C R 会議」及び担当部署に通報させる。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

- (1) 財務報告の適正化に関する統括責任者としてチーフ・ファイナンシャル・オフィサー（以下C F Oという。）を取締役又は執行役員の中から指名する。
- (2) C F Oは、財務報告適正化委員会活動に関する事項を定期的に取り締役に報告する。

- (3) CFOは、「財務報告に係わる内部統制規程」及び「財務報告に係わる内部統制規則」のもと、財務報告の信頼性を確保する内部統制の整備を行う。
- (4) 内部監査部門として代表取締役社長に直属する監査部は、内部統制の評価及び内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告し、CFOに写しを提出する。
- (5) CFOは、内部監査により内部統制上の不備等が発見された場合は、主担当部に対し速やかな改善を求める。
- (6) 内部統制上の不備等が改善された後、会計監査人による内部統制監査を受ける。
- (7) 代表取締役社長は、「内部統制報告書」を作成し、取締役会において決議する。

5. 当社グループの業務の適正を確保する体制の整備

- (1) 当社グループの企業行動指針として「経営理念」、「コンプライアンス規範」等を定め、「CR会議」の下部機関である各種委員会等を通じ、統一した制度の構築・維持に努める。
- (2) 子会社ごとに当社の取締役又は執行役員から責任者を決め、事業の総括的な管理をし、子会社の取締役及び使用人に適正且つ効率的な業務執行を行わせる。
- (3) 子会社の経営を管理する基準を設け、経営上の重要な案件については、子会社の性質及び事案の内容に応じて、当社へ報告させるか、又は当社が事前に承認する。
- (4) 主要な子会社に対しては、当社経理財務部から取締役又は監査役を選任し、会計の状況を定期的に監督する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人、監査役への報告その他監査役の監査が実効的に行われるための体制の整備

- (1) 監査役は、取締役会のほか、役員会やその他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- (2) 監査役は、監査業務の補助を行うための補助者を要請できる。
- (3) 前項で補助者となった使用人の取締役からの独立性を担保するため、その職務の遂行は監査役の指示命令に従い、取締役から独立して行うものとし、又、人事異動、人事評価、

懲戒処分には、監査役会の同意を得たうえで実施する。

- (4) 取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告をする。
- (5) 法令の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した当社グループの取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、その事実を直ちに監査役に報告する。
当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをしない。
- (6) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との関係を緊密に保ち、定期会合、意見交換を行うことができる。
- (7) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を請求したときは、当社は、当社諸規程の定めに基づき速やかに当該費用を支払う。なお、監査役は、費用の支出に当たっては、その効率性や適正性に十分留意するものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、次のとおりであります。

1. 内部統制全体について

代表取締役社長を議長とするC R会議を適宜開催し、当社グループの内部統制全体を統括しました。

2. コンプライアンス体制について

- (1) CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を適宜開催しました。同委員会主管のもと、各種コンプライアンス研修を実施しました。
- (2) 社内及び社外に設置している内部通報窓口を、当事業年度を通じて継続的に運用することにより、コンプライアンス違反の未然防止に努めました。

3. 情報管理体制について

- (1) CIOを委員長とする情報セキュリティ委員会を適宜開催しました。同委員会主管のもと、当社及び子会社に対する情報セキュリティに関する監査及び研修を実施しました。
- (2) 情報セキュリティ委員会にオブザーバーとして主要国内子会社を加え、当社グループの情報セキュリティ強化に関わる取組みを実施しました。

4. リスク管理体制について

- (1) CROを委員長とするリスクマネジメント委員会を適宜開催しました。同委員会主管のもと、リスクマネジメント研修、当社の全部門によるリスク状況の自己点検、リスクの洗い出し及び前事業年度に抽出された主要リスクへの対応状況の確認を実施しました。

- (2) 前事業年度末に実施したBCP訓練において明らかになった課題を各拠点の関係者と共有し、災害対策実施管理策をアップデートしました。又、組織変更に応じて事業継続計画の見直しを行いました。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制について

ＣＦＯを委員長とする財務報告適正化委員会を適宜開催し、財務報告統制に関わる全社的取組みを主導しました。

6. 当社グループの業務の適正を確保するための体制について

- (1) 子会社に対して、当社の取締役、執行役員、顧問又は従業員を、社長その他の経営幹部として派遣することで、子会社の経営の意思決定及び業務執行を監督しました。
- (2) 子会社における業務執行については、子会社の管理に関する社内規程に従い、事案に応じて事前に当社が決裁を行いました。
- (3) 国内子会社のコンプライアンス委員会の運営を継続的に支援し、当社グループにおけるコンプライアンス体制の強化を図りました。

7. 監査役の監査が実効的に行われるための体制について

- (1) 監査役は、取締役会のほか、役員会やその他の重要な会議に出席しました。又、適宜、取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、業務執行に係る資料を閲覧しました。
- (2) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役と定期的に意見交換を行うことにより、監査の実効性の確保に努めました。
- (3) 監査役会は、社外取締役と定期的な会合を開催し、監査の進捗状況等の情報共有を図り意見交換を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-------------------|--------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 8,334,303 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 17,615,106 |
| 商品及び製品 | 1,611,483 |
| 仕掛品 | 26,231,269 |
| 原材料及び貯蔵品 | 20,890,021 |
| 未消費税等 | 497,136 |
| その他 | 2,184,707 |
| 貸倒引当金 | △ 42,366 |
| 流動資産合計 | 77,321,661 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物及び構築物 | 5,484,781 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,758,179 |
| 土地 | 3,508,809 |
| リース資産 | 246,136 |
| 建設仮勘定 | 215,615 |
| その他 | 377,042 |
| 有形固定資産合計 | 11,590,565 |
| 無形固定資産 | |
| ソフトウェア | 751,128 |
| ソフトウェア仮勘定 | 891,017 |
| リース資産 | 162,631 |
| その他 | 2,904 |
| 無形固定資産合計 | 1,807,682 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 692,694 |
| 長期前払費用 | 118,100 |
| 差入保証金 | 76,147 |
| 繰延税金資産 | 9,130,937 |
| その他 | 56,829 |
| 投資その他の資産合計 | 10,074,709 |
| 固定資産合計 | 23,472,956 |
| 資産合計 | 100,794,618 |

| 科目 | 金額 |
|----------------------|--------------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 支払手形及び買掛金 | 4,719,765 |
| 電子記録債務 | 2,997,441 |
| 短期借入金 | 50,022,940 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,060,000 |
| リース債務 | 258,437 |
| 未払費用 | 1,014,295 |
| 未払法人税等 | 700,808 |
| 未払消費税等 | 150,762 |
| 前受金 | 8,374,234 |
| 賞与引当金 | 1,237,674 |
| 工事損失引当金 | 4,280,336 |
| その他 | 2,215,399 |
| 流動負債合計 | 77,032,097 |
| 固定負債 | |
| 長期借入金 | 1,250,000 |
| リース債務 | 184,913 |
| 退職給付に係る負債 | 6,702,461 |
| 長期未払金 | 98,694 |
| 損害補償損失引当金 | 972,797 |
| 製品保証引当金 | 1,166,789 |
| 繰延税金負債 | 3,289 |
| 固定負債合計 | 10,378,944 |
| 負債合計 | 87,411,041 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 5,359,893 |
| 資本剰余金 | 4,318,925 |
| 利益剰余金 | 2,819,869 |
| 自己株式 | △ 31,405 |
| 株主資本合計 | 12,467,283 |
| その他の包括利益累計額 | |
| その他有価証券評価差額金 | 176,474 |
| 為替換算調整勘定 | 424,767 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △ 48,564 |
| その他の包括利益累計額合計 | 552,677 |
| 非支配株主持分 | 363,616 |
| 純資産合計 | 13,383,576 |
| 負債及び純資産合計 | 100,794,618 |

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------|-------------|-------------------|
| 売上高 | | 47,225,426 |
| 売上原価 | | 37,152,464 |
| 売上総利益 | | 10,072,961 |
| 販売費及び一般管理費 | | 8,339,293 |
| 営業利益 | | 1,733,668 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 55,141 | |
| 受取配当金 | 3,664 | |
| 為替差益 | 654,236 | |
| 持分法による投資利益 | 30,688 | |
| 受取保険金 | 16,245 | |
| 助成金収入 | 75,980 | |
| その他 | 56,422 | 892,377 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,194,589 | |
| 売却債権譲渡損 | 152,989 | |
| 支払補償費 | 32,837 | |
| その他 | 118,300 | 1,498,717 |
| 経常利益 | | 1,127,327 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 463,111 | |
| 助成金収入 | 120,106 | 583,217 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 9,076 | |
| 新型コロナウイルス感染症関連損失 | 107,089 | 116,165 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 1,594,379 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 573,461 | |
| 法人税等調整額 | △ 1,186,103 | △ 612,641 |
| 当期純利益 | | 2,207,020 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 32,815 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 2,174,205 |

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 5,359,893 | 4,318,925 | 645,664 | △ 31,205 | 10,293,277 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | — | | — |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 2,174,205 | | 2,174,205 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 199 | △ 199 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | — |
| 当期変動額合計 | — | — | 2,174,205 | △ 199 | 2,174,005 |
| 当期末残高 | 5,359,893 | 4,318,925 | 2,819,869 | △ 31,405 | 12,467,283 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|----------|--------------|---------------|---------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 169,773 | 198,082 | 102,624 | 470,480 | 331,330 | 11,095,088 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | — |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 2,174,205 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △ 199 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 6,701 | 226,685 | △ 151,189 | 82,196 | 32,286 | 114,482 |
| 当期変動額合計 | 6,701 | 226,685 | △ 151,189 | 82,196 | 32,286 | 2,288,488 |
| 当期末残高 | 176,474 | 424,767 | △ 48,564 | 552,677 | 363,616 | 13,383,576 |

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 現金及び預金 | 5,063,000 | 支払手形 | 13,895 |
| 受取手形 | 35,344 | 買掛金 | 5,588,993 |
| 売掛金 | 16,040,760 | 電子記録債務 | 2,997,441 |
| 商品及び製品 | 1,604,924 | 短期借入金 | 48,019,840 |
| 仕掛品 | 22,139,684 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,060,000 |
| 原材料及び貯蔵品 | 14,502,460 | リース債務 | 137,837 |
| 前渡金 | 3,237,139 | 未払金 | 942,103 |
| 前払費用 | 550,024 | 未払費用 | 465,146 |
| 未収入金 | 986,294 | 未払法人税等 | 632,943 |
| 未消費税等 | 497,136 | 前受金 | 6,052,209 |
| 短期貸付金 | 6,940,760 | 預り金 | 211,749 |
| その他 | 143,714 | 従業員預り金 | 255 |
| 貸倒引当金 | △ 14,352 | 賞与引当金 | 836,984 |
| 流動資産合計 | 71,726,892 | 工事損失引当金 | 4,217,599 |
| 固定資産 | | 設備関係支払手形 | 438,832 |
| 有形固定資産 | | 流動負債合計 | 71,615,831 |
| 建物 | 3,552,563 | 固定負債 | |
| 構築物 | 80,609 | 長期借入金 | 1,250,000 |
| 機械及び装置 | 786,233 | リース債務 | 154,306 |
| 車両運搬具 | 3,308 | 長期未払金 | 98,694 |
| 工具、器具及び備品 | 293,413 | 退職給付引当金 | 5,054,086 |
| 土地 | 2,408,398 | 損害補償損失引当金 | 972,797 |
| リース資産 | 100,543 | 製品保証引当金 | 1,166,789 |
| 建設仮勘定 | 74,870 | 固定負債合計 | 8,696,673 |
| 有形固定資産合計 | 7,299,941 | 負債合計 | 80,312,505 |
| 無形固定資産 | | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 615,562 | 株主資本 | |
| ソフトウェア仮勘定 | 890,817 | 資本金 | 5,359,893 |
| リース資産 | 162,631 | 資本剰余金 | |
| 技術ノウハウ | 340,340 | 資本準備金 | 4,367,993 |
| その他 | 304 | 資本剰余金合計 | 4,367,993 |
| 無形固定資産合計 | 2,009,656 | 利益剰余金 | |
| 投資その他の資産 | | 利益準備金 | 318,000 |
| 投資有価証券 | 276,705 | その他利益剰余金 | |
| 関係会社株式 | 3,971,851 | 別途積立金 | 1,920,000 |
| 関係会社長期貸付金 | 340,000 | 繰越利益剰余金 | 1,334,761 |
| 長期貸付金 | 2,424 | 利益剰余金合計 | 3,572,761 |
| 長期前払費用 | 109,484 | 自己株式 | △ 31,405 |
| 差入保証金 | 58,200 | 株主資本合計 | 13,269,243 |
| 繰延税金資産 | 8,114,069 | 評価・換算差額等 | |
| 投資損失引当金 | △ 151,001 | その他有価証券評価差額金 | 176,474 |
| 投資その他の資産合計 | 12,721,733 | 評価・換算差額等合計 | 176,474 |
| 固定資産合計 | 22,031,331 | 純資産合計 | 13,445,718 |
| 資産合計 | 93,758,223 | 負債及び純資産合計 | 93,758,223 |

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------|-------------|------------------|
| 売上高 | | 42,354,835 |
| 売上原価 | | 33,609,925 |
| 売上総利益 | | 8,744,909 |
| 販売費及び一般管理費 | | 6,404,498 |
| 営業利益 | | 2,340,411 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 335,550 | |
| 為替差益 | 623,687 | |
| 受取配当金 | 619,566 | |
| 受取保険金 | 14,787 | |
| 助成金収入 | 67,956 | |
| その他 | 45,760 | 1,707,309 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 985,224 | |
| 売却債権譲渡損 | 141,989 | |
| 支払補償費 | 71,206 | |
| その他 | 110,024 | 1,308,444 |
| 経常利益 | | 2,739,275 |
| 特別利益 | | |
| 助成金収入 | 4,098 | 4,098 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 4,353 | |
| 関係会社株式評価損 | 606,107 | |
| 投資損失引当金繰入額 | 151,001 | |
| 新型コロナウイルス感染症関連損失 | 52,035 | 813,498 |
| 税引前当期純利益 | | 1,929,875 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 490,046 | |
| 法人税等調整額 | △ 1,409,326 | △ 919,279 |
| 当期純利益 | | 2,849,155 |

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 5,359,893 | 4,367,993 | 4,367,993 |
| 当期変動額 | — | — | — |
| 自己株式の処分 | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | — | — |
| 当期末残高 | 5,359,893 | 4,367,993 | 4,367,993 |

| | 株主資本 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|---------|---------|-----------|-------------|-----------|----------|------------|--------|
| | 利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 | | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | |
| 別途積立金 | | 繰越利益剰余金 | | | | | |
| 当期首残高 | 318,000 | 1,920,000 | △ 1,514,393 | 723,606 | △ 31,205 | 10,420,287 | |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | — | — | | — | |
| 当期純利益 | | | 2,849,155 | 2,849,155 | | 2,849,155 | |
| 自己株式の取得 | | | | | △ 199 | △ 199 | |
| 当期変動額合計 | — | — | 2,849,155 | 2,849,155 | △ 199 | 2,848,956 | |
| 当期末残高 | 318,000 | 1,920,000 | 1,334,761 | 3,572,761 | △ 31,405 | 13,269,243 | |

計算書類

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 169,773 | 169,773 | 10,590,061 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | — |
| 当期純利益 | | | 2,849,155 |
| 自己株式の取得 | | | △ 199 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 6,701 | 6,701 | 6,701 |
| 当期変動額合計 | 6,701 | 6,701 | 2,855,657 |
| 当期末残高 | 176,474 | 176,474 | 13,445,718 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社ジャムコ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今川義弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャムコの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャムコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社ジャムコ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今川義弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャムコの2022年4月1日から2023年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、社外取締役と定期的に意見交換の場を設け、情報の収集に努めました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社ジャムコ 監査役会

常勤監査役 蕪木 昇 ㊟

常勤監査役 粕谷 寿久 ㊟

社外監査役 高橋 均 ㊟

社外監査役 渡邊 浩一郎 ㊟

以上

株主総会会場 ご案内図

会場 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号
吉祥寺エクセルホテル東急 8階「アンバサダールーム」
(会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)
電話 0422-22-0109 (代)



交通のご案内

JR・京王井の頭線 **「吉祥寺駅」** 北口下車 徒歩 約 5分

歩行者専用道路 内徒歩での経路 ◀.....▶

- お車でのご来場はご遠慮ください。
- 会場にご入場の際には、同封の議決権行使書用紙をご用意ください。

ご来場される株主様へのお願い

- ・開催日当日のご自身の健康状態をご考慮のうえ、発熱等の症状のある場合はご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。
 - ・体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけする場合やマスクの着用をお願いする場合がございます。
 - ・飲料・軽食のご提供はございません。
 - ・株主様ではない代理人及び同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけません。
- なお、今後の状況により本総会の開催・運営について大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.jamco.co.jp/ja/ir/stocks/meeting.html>) にてお知らせいたします。

株式会社 **ジヤムコ**

<https://www.jamco.co.jp>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。